

申15号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」団体交渉を行う！ 202

第5項 モニタリング装置導入区間の軌道状態を維持できるように、必要な対策を行うための要員と予算を確保すること。

組合

モニタリング導入で速度によって、データ取得できないキロ程はどこか。

会社

各現場にデポの位置を明確に明示する。

【閑散線区の保守業務見直し】

第6項 冬期の踏切に関しては、普段管理しているパートナー会社が除雪判断と除雪体制をとれるようにすること。また、大雪などが予測された時はJRとパートナー会社で調整できる体制とすること。

組合

派出がなくなって判断が難しい場面が多くなる。

会社

JRはウェザーニュース等での判断となる。
パートナー会社に仕様を提示すればパートナー会社で対応可能。
追加仕様書等は支社で作成することとなる。

雪見巡回は継続して実施するのか。

列車に乗って確認する行為はJRと位置付けているが、頻度に関してはウェザーニュース等を踏まえて現場の判断で実施していく。

第7項 保線技術センター管理の応急金具や災害予備品の棚卸し担当者を明らかにすること。

技セの誰が担当するのか。

災害予備品は材料担当、応急金具は計画科か企画安全科となるが、技セによってまちまちでいと考えている。

レールスターは譲渡するが、応急金具も貸与とらないか。

災害予備品はJR管理。応急金具も使用する頻度が少ないので、JR管理となる。